

東広島市建築物等木材利用促進方針

平成25年3月19日策定

令和7年4月1日改正

第1 趣旨

この方針は、東広島市内の建築物等の整備において木材の利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき定められた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）及び広島県建築物等木材利用促進方針（平成22年12月13日制定）に則して、法第12条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物等における木材の利用の促進の意義等

(1) 木材の利用の促進の意義

木材の利用の促進は、森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するとともに、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成、二酸化炭素の排出の抑制、建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現にも貢献することが期待される。

(2) 公共建築物等における木材利用の促進の効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、木材の特性や木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 建築物における木材の利用の促進に向けた取り組み

市は本方針に基づき、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木造建築物の普及及び法第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

また、本協定を締結した場合には、法第15条第5項に基づき協定の内容等を公表し、情報発信するものとする。

3 木材の利用を促進すべき公共建築物

本市において木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所等）、病院、診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、地域センター等）、市営住宅、庁舎等の建築物が含まれる。

ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令や施設の設置基準等により木造化が困難と認められる場合、著しく費用を要する等費用対効果の観点から木造化が適当でないと判断される場合、災害応急対策活動に必要な施設等その他当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除く。

(2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院、診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）が含まれる。

第3 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 木造化

市は、その整備する公共建築物のうち、第2の3に該当する公共建築物について、木造化を図るよう努めるものとする。

なお、木造化に当たっては、国産材の使用に努めるとともに、県産材の使用に配慮するものとする。

2 内装等の木質化

市は、その整備する公共建築物について、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を図るよう努めるものとする。

なお、内装等の木質化に当たっては、国産材の使用に努めるとともに、県産材の使用に配慮するものとする。

3 その他の木材利用

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料として木材の利用はもとより、公共建築物において使用される備品及び消耗品についても、木材をその原材料として使用したものを利用するよう努めるものとする。

※ この方針において、「県産材」とは、県内産の丸太を製材・加工した木材をいい、「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は改装に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

第4 普及啓発

木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において、重点的に普及啓発に取り組むものとする。

第5 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 推進体制

- (1) 公共建築物における木材の利用を促進するため、農林水産課及び施設所管課等の関係課による連絡調整の場を設け、情報共有や意見交換を行うものとする。
- (2) 連絡調整の場では、木材利用の動向や事例の共有、制度の周知等を行う。

2 木造化等実績の公表

市は、公共建築物の木造化及び内装等の木質化の整備実績等を公表する。

附 則

この基本方針は、平成25年3月19日より施行する。

附 則

この基本方針は、令和7年4月1日より施行する。